

## 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ審査要項

平成18年2月7日  
「魅力ある大学院教育」  
イニシアティブ委員会

「魅力ある大学院教育」イニシアティブは、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な研究者養成に関する教育取組に対し重点的な支援を行うことにより、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を推進することを目的とする。

また、採択された取組を広く社会に情報提供することで、今後の大学院教育の改善に活用することとする。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブの審査は、この審査要項により行うものとする。

### I. 審査方針

審査は、大学からの申請に基づき、本事業の大学全体としての位置付けを踏まえ、課程の目的・役割（大学の設立の主旨・経緯、教育理念、その他大学の特性（規模、地理的条件等）も考慮）に照らして、国際的に魅力ある大学院教育が展開・実現されるかという視点から、以下の観点を基に審査を行い、選定する。

また、その際、各大学の個性や特色にも十分に着目するとともに、計画全体の将来性なども考慮し、審査を行うこととする。

#### 1. 大学院教育の実質化のための具体的な教育取組

課程制大学院として当該分野における創造性豊かな若手研究者の養成機能を有する取組であり、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のために以下のような方策が確立又は今後展開されることが期待できるものとなっているか。

ここでいう若手研究者の養成機能を有する取組とは、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成のみならず、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じた多様な研究・教育機関の中核を担う者を養成する課程における教育の取組を指します。

- (1) 目的・役割の焦点化・明確化が図られているか。
- (2) 目的に沿った体系的な教育課程が編成されているか。  
※審査に当たっては、各分野の特性にも配慮。
- (3) -① 目的に沿った体系的な教育課程を提供するための教員組織が整備されているか。

- ② 目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修（FD）の実施体制等が整備されているか。
- (4)-① 教育研究指導の体制・方法が確立されているか。
- ② 研究指導が目的に沿って適切に行われているか。
- (5) 教育研究活動が活性化するための基盤が確立されているか。
- (6) 教育研究活動が有効に機能するための運営マネジメント（プロセス管理）体制が構築されているか。
- (7)-① 学生の経済的支援とキャリアパス形成に関する方策が講じられているか。
- ② 自己点検・評価体制が構築されているか。
- ③ 積極的な情報提供（目的、魅力ある教育内容・方法、自己点検・評価結果など）を行うための体制が整備されているか。

## 2. 意欲的・独創的な教育プログラムへの発展的展開のための計画

前記1の具体的な教育取組を基盤として、

- (1) 各大学の特性を踏まえた現代社会の新たなニーズに応えられる意欲的かつ独創的な教育プログラムへの発展的展開を図る具体的な計画であり、
- (2) 創造性豊かな若手研究者の養成が期待され、
- (3) その実現性が高いものとなっており、
- (4) 事業終了後の一定の成果とその後の大学による継続的な展開が期待できるもの

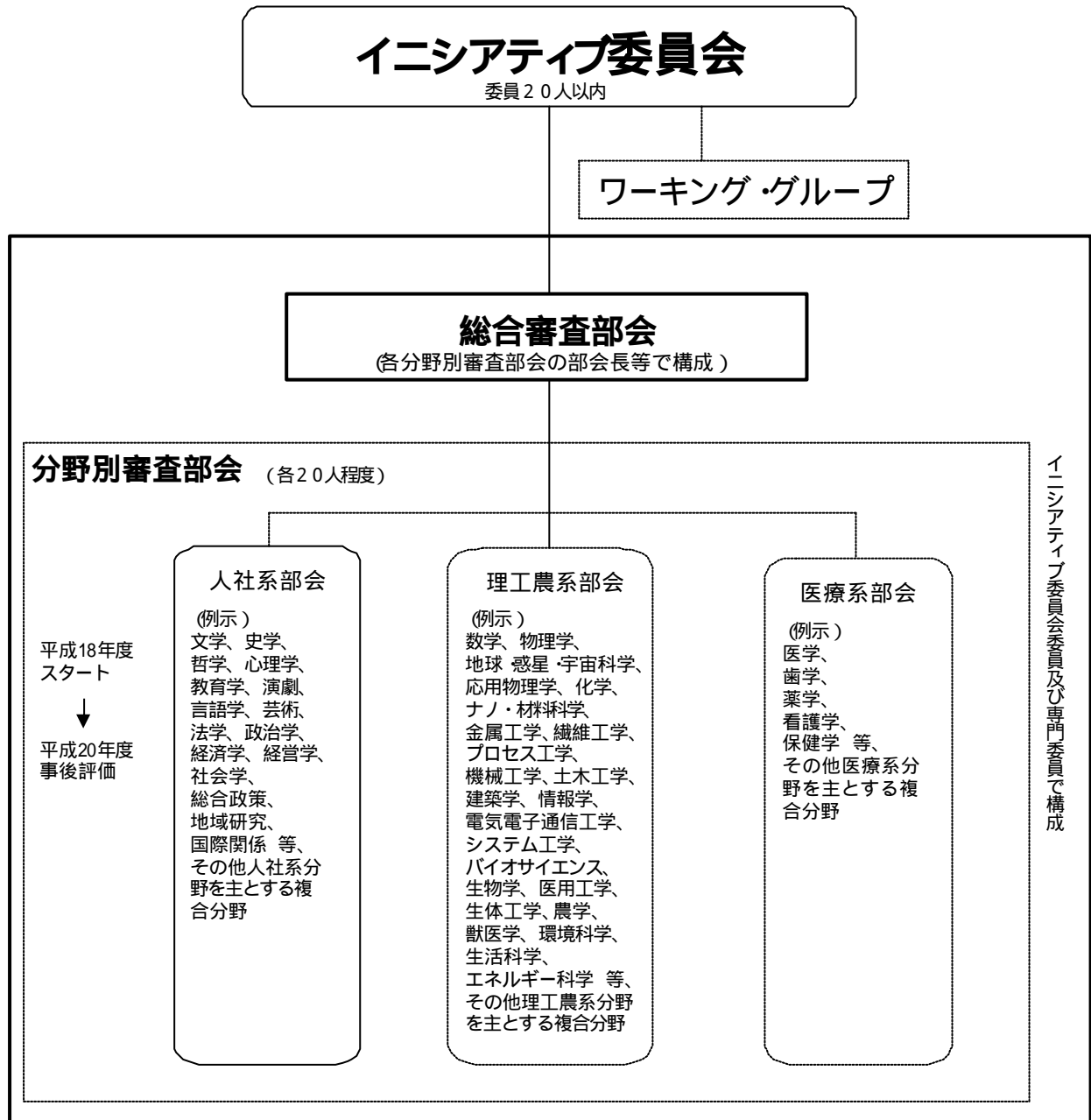
となっているか。

## 審査体制

魅力ある大学院教育」イニシアティブの実施組織は、分野別審査部会（「人社系部会」、「理工農系部会」、「医療系部会」）において、採択候補を選定し、総合審査部会において採択を決定する。

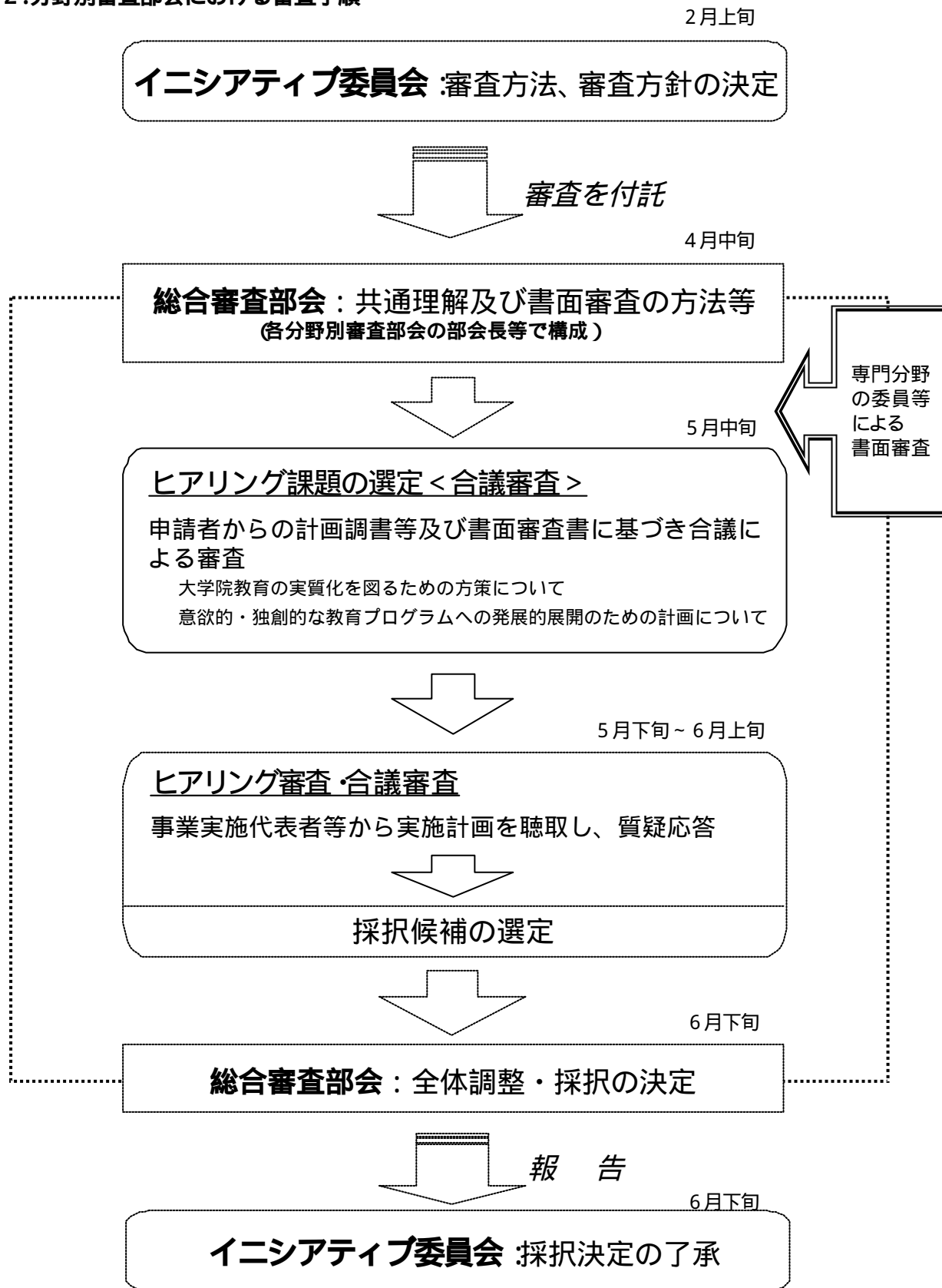
その後、魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会に報告し、了承を得た上で文部科学省に報告する。

### 1. 魅力ある大学院教育」イニシアティブの審査体制



書面審査の実施に際しては、分野別審査部会に必要な応じて、各専門分野の専門委員を追加し、審査を行う。  
なお、上記記載の各分野別における細分野は例示であり、この例示された細分野毎に審査を行うものではない。

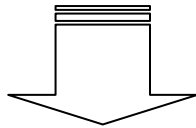
## 2.分野別審査委員会における審査手順



## 2. 分野別審査部会における審査手順

2月上旬

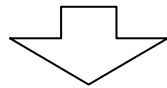
**イニシアティブ委員会**：審査方法、審査方針の決定



審査を付託

4月中旬

**総合審査部会**：共通理解及び書面審査の方法等  
(各分野別審査部会の部会長等で構成)



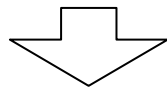
5月中旬

**ヒアリング課題の選定<合議審査>**

申請者からの計画調書等及び書面審査書に基づき合議による審査

- ①大学院教育の実質化を図るための方策について
- ②意欲的・独創的な教育プログラムへの発展的展開のための計画について

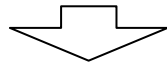
専門分野の委員等による書面審査



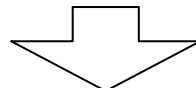
5月下旬～6月上旬

**ヒアリング審査・合議審査**

事業実施代表者等から実施計画を聴取し、質疑応答

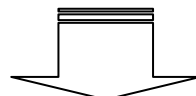


採択候補の選定



6月下旬

**総合審査部会**：全体調整・採択の決定



報告

6月下旬

**イニシアティブ委員会**：採択決定の了承

### Ⅲ. 審査に当たっての着目点

本審査に当たっての着目点は次のとおりとする。

#### 1. 大学院教育の実質化のための具体的な教育取組

##### (1) 目的・役割の焦点化・明確化

- 1) 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者の養成に当たって、当該専攻分野の人材養成目的が焦点化・明確化されているか。
  - ・ どのような教育理念をもって、大学院教育を行おうとしているのか。
  - ・ その理念の下に、どのような大学独自の個性や特色を発揮しようとしているのか。
  - ・ 産官学を通じた多様な研究・教育機関の中核を担う者や大学教員などの研究者の養成面で、どのような人材を育てようとしているのか。
- 2) 当該目的に照らし、具体的にどのような研究・開発能力（知識・技術等）を修得させ、また、それらを成績評価基準や修了要件にどのように位置付けるか。
- 3) 目的・役割が学則、研究科規程等で具体的に明示され、組織的に共有されているか。

##### (2) 目的に沿った体系的な教育課程の編成

※審査に当たっては、各分野の特性にも配慮。

- 1) 人材養成目的を踏まえ、専攻分野に関する高度な専門的知識・能力の修得に加え、幅広く高度な知識・能力が身に付く体系的な教育課程とするための工夫がなされているか。
  - ・ 研究活動を行うに足る研究能力の修得とその基礎となる豊かな知的学識を培う教育課程となっているか。
  - ・ 多様な研究活動の場を通じて研鑽を積むことが可能な教育課程となっているか。
  - ・ 自ら研究課題を設定し研究活動を実施するなど、学生の創造力、自立力等を磨く教育課程となっているか。
  - ・ 学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトの運営管理能力を高めることが可能な教育課程となっているか。
  - ・ 学部教育と大学院教育との接続を考慮した教育課程となっているか。
  - ・ 企業や社会、他の大学院等との連携を考慮した教育課程となっているか。
- 2) コースワーク、論文作成指導、学位審査等の各段階が有機的なつながりをもって学位授与へと導くといった教育のプロセス管理がなされているか。

(3) -① 目的に沿った体系的な教育課程を提供するための教員組織の整備

- 1) 専攻の種類及び規模、教育課程に応じ、どのような方針の下に、教育研究上必要な教員（研究指導教員及び研究指導補助教員を含む）が配置されているか。
- 2) 教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、若手教員や女性研究者の活躍促進のための支援、任期制や公募制、外国人教員の確保、教育評価の人事処遇への反映方法など）が講じられているか。

-② 目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修（FD）の実施体制等の整備

- 1) FDの組織的な実施体制が整備されているか。
- 2) FDの実施内容・方法が適切か。また、教育の質の向上や授業の改善に結び付けるシステムが整備されているか。  
( ・ 学生による授業等の評価結果が活用・反映されているか。 )

(4) -① 教育研究指導の体制・方法の確立

- 1) 各種授業に応じた授業形態・教育方法等が整備されているか。  
( ・ 履修指導、シラバスの作成・活用、講義・実習・実験等の授業形態の組合せ、少人数教育・フィールド型授業、情報機器の活用などの教育内容に応じた教育方法の工夫などがなされているか。  
・ 国際的に通用する外国語能力を養うための措置が講じられているか。 )
- 2) 成績評価や単位認定、修了認定（統一的な基準の策定と厳格な運用）が適切なものとなっているか。  
( ・ 到達目標に照らして、学生の教育の達成度を適切に把握・評価する仕組みが講じられているか。 )

-② 研究指導の適切な取組

- 1) 研究指導に対する適切な取組が行われているか。  
( ・ 学生の個性を発掘し、それを伸ばすための取組や工夫が講じられているか。  
・ 複数教員による指導体制、研究テーマの決定に対する適切な指導、TA・RAの活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練などの工夫が講じられているか。 )

- 2) 学位授与のプロセス管理が適切に行われているか。  
〔 ・ 学位論文に係る指導体制、学位論文の 審査体制、方法・基準の明確化などの工夫が講じられているか。 〕

(5) 教育研究活動が活性化するための基盤の確立

- 1) 教員・学生の流動性向上に関する方策、学生間の競争的環境の醸成に関する方策が講じられているか。
- 2) 若手教員・学生の研究スペースの確保や、学生の学習支援環境（自習室、グループ討論室、情報機器など）の整備が適切に実施されているか。

(6) 教育研究活動が有効に機能するための運営マネジメント（プロセス管理）体制の構築

- 1) 教育研究活動の状況を組織的に把握・改善する仕組みが整備されているか。  
〔 ・ 修了者の社会的評価の把握など、質の保証を検証する仕組みが講じられているか。 〕
- 2) 教育研究活動の明確な意志決定方法が構築されているか。

(7) -① 学生の経済的支援とキャリアパス形成に関する方策

- 1) 学生への経済的支援が適切に行われているか。  
〔 ・ TA・RAへの採用、フェロースhip、奨学金給付・貸与、授業料免除などの措置が講じられているか。 〕
- 2) 学生のキャリアパス形成に関する教員の指導、学生の進路指導が適切に行われているか。  
〔 ・ 学生の進路(就職、アップグレードのためのサポートなど)に関する指導体制が整備されているか。 〕

-② 自己点検・評価体制の構築

- 1) 自己点検・評価を行う組織体制（外部者によって検証する体制も含む）が整備されているか。
- 2) 自己点検・評価項目・方法等が、専門分野の特性も踏まえ、適切に設定されているか。



- ③ 積極的な情報提供（目的、魅力ある教育内容・方法、自己点検・評価結果など）を行うための体制の整備

## 2. 意欲的・独創的な教育プログラムへの発展的展開のための計画

### (1) 教育プログラムの特色

- ・ 各大学の特性を踏まえた現代社会の新たなニーズに応えられる、意欲的かつ独創的な教育プログラムとなっているか。

### (2) この教育プログラムにより養成される人材像

- ・ 創造性豊かな若手研究者の養成が期待される教育プログラムとなっているか。

### (3) 教育プログラムの実現性

- 1) 計画の実現に向けた実施体制、人的・物的な教育環境の整備がなされており、教育プログラムを推進するために効果的な実施体制となっているか。
- 2) 教育プログラムの年次計画が着実かつ現実的であり、実現性の高いものとなっているか。

### (4) 計画が終了した2年後に期待される成果と今後の大学による展開

- 1) 教育プログラムの成果が、我が国の大学院教育の実質化への波及効果が認められるものとなっているか。
- 2) 事業終了後の大学による自主的・恒常的な展開の見通しが確実であるか。

## 3. 申請経費の合理性等

申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要不可欠なものか。

## IV. その他

### 1. 申請及び支援等

- (1) すべての学問分野を対象とし、公募は「人社系」、「理工農系」、「医療系」の3分野に区分し、申請を受け、審査を行う。  
各大学からは、個々の申請について、どの分野での審査を希望するかを含めて申請を受け、それぞれ大学が希望する分野において審査を行う

ものとする。したがって、申請分野については、他の分野への移し替えはしない。

- (2) 採択件数は、申請状況、事業内容等を勘案の上、分野毎に10～20件程度とし、全体で40件程度とする。
- (3) 取組規模（補助対象経費）は、1件当たり年度毎に1億円を上限とし、取組期間は2年間とする。これらの条件に照らして、教育プログラムに必要な額であるかという観点から審査を行う。

## 2. 開示・公開等

- (1) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会等の審議内容等の取り扱いについて  
「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議資料は、原則公開とする。  
ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
  - 1) 審査（人選を含む）に関する調査審議の場合
  - 2) その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う各部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。
- (2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- (3) 審査結果（採択された取組）は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (4) 委員等の氏名について
  - 1) 委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
  - 2) 各部会の委員及び専門委員の氏名については、採択後公表することとする。

## 3. 委員及び専門委員の遵守事項

- (1) 利害関係者の排除等

申請に直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、書面審査及びヒアリングを行わない。

また、委員会及び各部会における採択の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、その議決以外について発言することは妨げない。

(申請に直接関係する場合の例)

- ・ 委員及び専門委員が当該大学院研究科の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ 委員及び専門委員が当該大学の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- ・ 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報(調書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

4. 事後評価

取組完了(2年)後に事後評価を実施する。  
評価に関する方法・基準等については別に定める。